

特定実験試験局に使用可能な周波数等（信越総合通信局管内分）

令和2年5月29日 総務省告示第180号より抜粋し、周波数順に編集

令和2年7月1日から適用

使用可能周波数範囲(注1)	使用可能周波数帯域幅	等価等方輻射電力(上限)(注2)	空中線電力(上限)	使用期限	備考
73.5500 ~ 73.7500 MHz	200 kHz	10 W		R4.6.30	
142.4800 ~ 142.5800 MHz	100 kHz	50 W	5 W	R7.6.30	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W以下に限る。
143.0000 ~ 143.2100 MHz	210 kHz	50 W	5 W	R7.6.30	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W以下に限る。
146.4800 ~ 146.5800 MHz	100 kHz	50 W	5 W	R7.6.30	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W以下に限る。
147.0000 ~ 147.2100 MHz	210 kHz	50 W	5 W	R7.6.30	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5 W以下に限る。
397.7500 ~ 398.5000 MHz	750 kHz	10 W		R3.6.30	
428.0000 ~ 428.4000 MHz	400 kHz	5 W		R7.6.30	陸上での使用に限る。
450.1750 ~ 450.2375 MHz	62.5 kHz	5 W		R3.6.30	
2294.0000 ~ 2296.0000 MHz	2.0 MHz	1 W		R4.6.30	
5012.0000 ~ 5025.0000 MHz	13.0 MHz	5 W		R4.6.30	
5100.0000 ~ 5140.0000 MHz	40.0 MHz	1 W		R4.6.30	
12.8000 ~ 12.9500 GHz	150.0 MHz	1 W		R4.6.30	
48.4000 ~ 48.7000 GHz	300.0 MHz	0.1 W		R4.6.30	
49.3000 ~ 49.8000 GHz	500.0 MHz	0.1 W		R4.6.30	
51.3500 ~ 52.3500 GHz	1.0 GHz	0.1 W		R4.6.30	
66.0000 ~ 67.0000 GHz	1.0 GHz	0.1 W		R7.6.30	
270.0000 ~ 275.0000 GHz	5.0 GHz	1 W		R7.6.30	

注1 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲内から逸脱してはならない。

注2 空中線電力は、その等価等方輻射電力の値がそれぞれの等価等方輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。

薄黄色 … 令和3年6月30日 まで

薄紫色 … 令和4年6月30日 まで

薄緑色 … 令和7年6月30日 まで